

「はしご受診」「コンビニ受診」は高くつく!

消費税率10%でさらに負担増

令和の時代の節約受診術

はしご受診

診療内容に不満があるから他の病院でも診てもらおう・新しい病院ができたから診てもらおうなどの次々と病院を替える行為

コンビニ受診

外来診療をやっていない休日や夜間に緊急性のない軽症患者が病院の救急外来などを自己都合で受診する行為

「はしご受診」はしない!

「はしご受診」をしていると、医師と患者の信頼関係は生まれません。また、同じような検査や投薬が繰り返されるので、体に悪影響を与えることにもなりかねません。そして医療費も2倍、3倍と膨れ上がってしまいます。

2019年10月からの消費税率10%への引き上げに伴い、初診料・再診料も改定。「はしご受診」を繰り返せば、日ごろの節約もムダになります。

	同じ医療機関にかかる場合	はしご受診の場合
1回目	初診料2,880円+検査料等	初診料2,880円+検査料等
2回目	再診料730円 ^{*1}	初診料2,880円+検査料等
3回目	再診料730円 ^{*1}	初診料2,880円+検査料等
合計	4,340円+検査料等	8,640円+検査料等×3

^{*1} 200床以上の大病院の場合は740円

- 健康保険が適用されます。
- 6歳未満の場合はさらに高額になります。
- 地域包括診療等の届出がある医療機関の初診料は3,680円です。
- 同じ医療機関でも前の受診から1カ月以上あいた場合などに初診料がかかる場合があります。

「コンビニ受診」はしない!

「コンビニ受診を控える」ということは決して「我慢する」ということではありません。本当に必要な人が必要なときに医療を受けられるように、症状に応じて病院と診療所（かかりつけ医）を使い分け、『軽症の人は、より重症な人に診療の機会を譲りましょう』ということです。

加算の種類と加算額

	加算の種類	加算料金
時間外加算	平日：6～8時 18～22時	初診 850円(2,000円)
	土曜日：6～8時 12～22時	再診 650円(1,350円)
休日加算	日曜日・祝日・年末年始・医療機関の休診日	初診 2,500円(3,650円)
		再診 1,900円(2,600円)
深夜加算	22～6時	初診 4,800円(6,950円)
		再診 4,200円(5,900円)
夜間・早朝等	平日：0～8時 18～0時 土曜日：0～8時 正午～0時	初診料、再診料+500円

4,800円の場合は、3割負担だと1,440円の自己負担になります。



夜間・休日に子どもの具合が悪くなら、小児救急電話相談を利用しましょう!

小児救急電話相談 #8000

(受付時間は都道府県で異なります)

※いずれか1つが加算されます。 ※健康保険が適用されます。
※()内は6歳未満と妊婦の場合の額です。
※夜間・早朝等加算は、必要な届出をした診療所にかかります。



どうしたらいいの?

①かかりつけ医を決める

自宅や会社の近くにある診療所をかかりつけ医にしましょう。かかりつけ医で受診するにすれば、病歴や体質、生活習慣や健康状態を把握してもらえ、適切な治療が望めます。

②セカンドオピニオンを利用する

がんなどの重篤な疾患にかかったとき、主治医の治療方針以外に治療の選択肢があるか知りたいときは、「セカンドオピニオン」が利用できます。セカンドオピニオンとは、最善と考えられる治療を患者と主治医で判断するため、主治医以外の医師や専門家の意見を求めることです。